

- 問1 戦国大名が、室町幕府の法律があるにもかかわらず、独自に分国法を制定する必要があった背景として最も適切な理由はどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 元寇による社会の混乱を鎮め、分割相続によって困窮した御家人の生活を救済する必要があったため。 | 2. 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。 | 3. キリスト教の布教を制限し、仏教を基盤とした道徳的な領国経営を行う必要があったため。 | 4. 貨幣経済が浸透し、外国との貿易による利益を独占するために全国共通の商業ルールが必要になったため。 |
|---|---|--|---|
- 問2 戦国時代、石見銀山などの鉱山開発が各地で盛んに行われた背景として、戦国大名が銀を求めた主な目的について説明したものと、最も適切なものはどれですか。 (2023年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 1. 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため | 2. キリスト教の布教活動を支えるための寄付金として活用するため | 3. 朝廷から高い官位を得るための献上物として独占するため | 4. 農村での貨幣経済を禁止し、年貢をすべて銀で納めさせるため |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
- 問3 戦国時代、鉄砲の伝来などにより戦術が変化し、大規模な軍勢力とそれを支える安定した領地経営が不可欠となりました。こうした中、戦国大名が領国内の紛争を禁じたり、年貢の徴収を確実にしたりする目的で定めた「分国法」の性質として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 和歌山県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|--|---------------------------------|
| 1. 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。 | 2. 幕府の許可を得た大名だけが、他国との貿易を制限するために定めた規則である。 | 3. 鎌倉時代の慣習法を整理し、武士の裁判を公平に行うために幕府が定めた法律である。 | 4. 朝廷が全国の公家や武士に対して一律に適用した法律である。 |
|---|--|--|---------------------------------|
- 問4 戦国大名が自らの領国内を独自に統治するために定めた、一族や家臣、領民が守るべききまりを何といいますか。 (2017年 大分県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|--------|-----------|----------|
| 1. 武家諸法度 | 2. 分国法 | 3. 慶安の御触書 | 4. 御成敗式目 |
|----------|--------|-----------|----------|
- 問5 戦国大名の朝倉氏が定めた分国法（領国内の法律）の中には、家臣は自分の領地に城を構えることを禁止し、大名の本拠地である一乗谷に集まって住むべきことや、各地の統治には代わりの役人を配置することなどが記されています。このように、戦国大名が家臣を強制的に呼び寄せ、あわせて商工業者を集めることで経済の活性化を図った、領国の政治・経済・文化の中心地を何と呼びますか。 (2023年 広島県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 1. 宿場町 | 2. 港町 | 3. 城下町 | 4. 門前町 |
|--------|-------|--------|--------|
- 問6 16世紀半ば、種子島に漂着した西欧人との交流によって日本にもたらされた武器について、その名称と伝えた人々の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2024年 鹿児島県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------|-------------------|---------------------|--------------------|
| 1. 大砲をスペイン人が伝えた。 | 2. 日本刀をオランダ人が伝えた。 | 3. 弓矢を中国（明）の商人が伝えた。 | 4. 火縄銃をポルトガル人が伝えた。 |
|------------------|-------------------|---------------------|--------------------|
- 問7 16世紀後半、甲斐や信濃の一部では「甲州ます」と呼ばれる独自の枡が使用されていました。中央の京で使われていた標準的な枡と容量が異なる「甲州ます」のような度量衡が地域ごとに存在していたことは、当時の政治体制についてどのようなことを示唆していますか。 (2020年 愛知県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|--|
| 1. 天皇を中心とした中央集権的な政治体制が、全国的な経済基準を統一するまでには至っていなかったこと | 2. 農業技術が未熟であったため、収穫量を正確に測るための全国一律の基準を作る必要性がなかったこと | 3. 海外貿易を円滑に進めるため、輸出入の拠点ごとに異なる計測単位を用いることが幕府より推奨されていたこと | 4. 足利義昭が強力な権力によって全国の度量衡を統一し、各地域の経済活動を完全に管理していたこと |
|--|---|---|--|
- 問8 「朝倉孝景条々」や「甲州法度次第」といった分国法の中に見られる、戦国大名による統治の具体的な特徴として正しいものを一つ選びなさい。 (2023年 福井県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1. キリスト教を保護し、ヨーロッパとの自由貿易を領国内の全ての商人に奨励した | 2. すべての土地と人民は天皇に帰属するという公地公民の原則を再確認した | 3. 将軍の許可なく大名同士が婚姻を結ぶことを禁じ、参勤交代の義務を明文化した | 4. 家柄に関わらず有能な人材を登用するルールや、許可なく城を構えることを禁止する規定を設けた |
|---|--------------------------------------|---|---|
- 問9 戦国大名が「分国法」を制定した主な目的として、当時の社会情勢を踏まえた説明として最も適切なものはどれか。 (2017年 茨城県公立入試 類似)
- | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 開墾した土地を永久に私有することを認め、農業生産力を高めるため。 | 2. 自らの領国における家臣同士の私的な争いを禁じ、大名による統治を強化するため。 | 3. 鉄砲の伝来に伴い、全国共通の武器使用ルールを室町幕府が定めるため。 | 4. 朝廷の権威を借りて、隣接する他の領国を経済的に圧迫するため。 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
- 問10 フランシスコ＝ザビエルによる日本での活動に関する説明として、最も適切なものはどれか。 (2017年 北海道公立入試 類似)
- | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 1. 大名らに勧め、天正遣欧少年使節をローマへ派遣させた。 | 2. 織田信長と会見し、京都での布教と南蛮寺の建設を許された。 | 3. 種子島に漂着し、領主の種子島時堯に鉄砲を伝えた。 | 4. 1549年に鹿児島へ上陸し、キリスト教の布教を始めた。 |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
- 問11 豊臣秀吉による朝鮮出兵が始まった1592年（文禄の役）よりも前の時代に、世界で起こった歴史的出来事として正しいものを答えなさい。 (2017年 高知県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|--|
| 1. フランスにおいて、市民が自由と平等を求めて蜂起し、フランス革命が起こった。 | 2. ドイツにおいて、当時として最も民主的といわれたワイマール憲法が制定された。 | 3. アメリカ合衆国で、奴隷制の存廃をめぐる北部と南部の対立が深まり、南北戦争が始まった。 | 4. ポルトガルの航海者バスコ・ダ・ガマが、アフリカ大陸の喜望峰を経てインドに到達した。 |
|--|--|---|--|
- 問12 戦国大名が「分国法」を定めた目的や、その内容に共通する特徴として最も適切なものはどれですか。 (2023年 静岡県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. キリスト教の布教を制限し、特定の寺社を保護して領国内の思想を統一すること | 2. 家臣同士の私的な争いを禁じ、大名の強力な権限で領国内の秩序を維持すること | 3. 江戸幕府の許可を得て、大名同士の婚姻を制限し、軍勢力を抑え込むこと | 4. 鎌倉幕府が定めた武士の慣習を全国一律に適用し、朝廷の権威を守ること |
|---|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
- 問13 室町時代から戦国時代にかけて、家臣が主君に打ち勝って実力を伸ばすなどの風潮が広がりました。このような下剋上の風潮の中で、戦国大名が家臣の行動を取りしめ、領国を独自に支配するために定めた法律を何といいますか。 (2026年 岩手県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|----------|--------|
| 1. 御成敗式目 | 2. 公家諸法度 | 3. 武家諸法度 | 4. 分国法 |
|----------|----------|----------|--------|

答え合わせ・解説

問1	答え 2 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。	応仁の乱以降、室町幕府の権威が失墜し、全国的な法秩序が機能しなくなりました。下剋上の風潮の中で生き残るため、戦国大名は独自の法を設けることで家臣の勝手な行動を制限し、領内を一貫して支配する体制を整える必要がありました。
問2	答え 1 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため	戦国大名は、自国の軍力を強化するために多額の資金を必要としていました。特に種子島に伝来した鉄砲やその弾薬となる鉛、火薬の原料となる硝石を海外から購入するための支払い手段として、また功績のあった家臣への報酬として、銀は極めて重要な価値を持っていました。
問3	答え 1 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。	戦国時代には戦術が騎馬戦から足軽や鉄砲を用いた集団戦へと変化し、大名は家臣や農民を効率的に動員する必要がありました。そのため、幕府の権威を否定し、自分の領国内（分国）のルールを自分自身で決定する分国法が作られました。これには「喧嘩両成敗」のように私的な争いを禁じ、大名による裁判を徹底させる内容などが含まれています。
問4	答え 2 分国法	室町幕府の権威が衰退する中で、戦国大名は自らの力で領国を治める必要がありました。そこで、家臣同士の私闘の禁止や領民の統制を目的に制定された独自の法律が「分国法（家法）」です。これにより、大名は幕府の法に縛られることなく、領国内の秩序を維持しました。
問5	答え 3 城下町	戦国大名は、それまで自分の領地に城を持っていた家臣たちを、大名の居住する本拠地に集まって住ませる「集住（しゅうじゅう）」を進めました。これにより家臣の反乱を防いで統制を強めるとともに、商工業者を呼び寄せて物資の流通を盛んにしました。福井県の一乗谷（朝倉氏）や、山梨県の甲府（武田氏）などがその代表的な例です。
問6	答え 4 火縄銃をポルトガル人が伝えた。	1543年に種子島へ漂着したポルトガル人によって、火縄銃（鉄砲）が日本に初めて伝えられました。当時の種子島の領主はこれを買取り、刀鍛冶に命じて仕組みを研究させ、国産化を成功させました。これがきっかけとなり、鉄砲は瞬間に日本全国の戦国大名の間へ普及することとなりました。
問7	答え 1 天皇を中心とした中央集権的な政治体制が、全国的な経済基準を統一するまでには至っていなかったこと	16世紀後半の日本では、武田氏などの有力な戦国大名が独自の領国支配を行っていました。甲斐や信濃で「甲州ます」という独自の基準が使われていた事実は、長さや重さ、容積の基準である「度量衡」が全国で統一されていなかったことを示しています。これは、当時の天皇や室町幕府といった中央の権力が、全国的な経済基準を強制できるほどの中央集権的な政治体制を確立できていなかったという背景があります。その後、織田信長や豊臣秀吉による天下統一の過程で、次第に度量衡の統一が進められていくことになります。
問8	答え 4 家柄に関わらず有能な人材を登用するルールや、許可なく城を構えることを禁止する規定を設けた	戦国大名は生き残りをかけて、実力主義による人材登用（朝倉孝景条々など）や、家臣が勝手に拠点を作って反乱するのを防ぐための城郭の制限を行いました。選択肢にある「婚姻の禁止や参勤交代」は江戸時代の武家諸法度の内容であり、「公地公民」は飛鳥時代の制度です。
問9	答え 2 自らの領国における家臣同士の私的な争いを禁じ、大名による統治を強化するため。	戦国大名は、家臣同士の復讐や紛争（自力救済）を禁止し、大名による裁判を受けさせることで領内の秩序を保とうとしました。これにより、軍力を維持しつつ大名の権力を絶対的なものにする狙いがありました。「喧嘩両成敗」の規定などはその代表例です。他の選択肢にある「全国共通のルール」や「墾田の私有」などは、分国法の性格とは異なります。
問10	答え 4 1549年に鹿児島へ上陸し、キリスト教の布教を始めた。	ザビエルは1549年に鹿児島に上陸して布教を開始しました。織田信長と会見して京都での布教を許されたのはルイス＝フロイスらであり、少年使節の派遣を勧めたのはヴァリニャーノです。また、鉄砲を伝えたのは1543年に種子島に漂着したポルトガル人商人であり、宣教師ではありません。
問11	答え 4 ポルトガルの航海者バスコ・ダ・ガマが、アフリカ大陸の喜望峰を経てインドに到達した。	日本の安土桃山時代における朝鮮出兵（1592年）と比較して、バスコ・ダ・ガマのインド航路到達は1498年（15世紀末）の出来事であり、約100年ほど早い時期に当たります。他の選択肢であるフランス革命は18世紀末、南北戦争は19世紀、ワイマール憲法の制定は20世紀の出来事であり、いずれも日本の江戸時代後期から大正時代にかけての事象です。
問12	答え 2 家臣同士の私的な争いを禁じ、大名の強力な権限で領国内の秩序を維持すること	戦国大名は、家臣たちの私的な争いが領国の混乱を招くことを防ぐため、武力による解決を禁じました。多くの分国法では、争った両者を理由に関わらず処罰する「喧嘩両成敗」の原則などが盛り込まれ、大名が絶対的な裁判権を持つことで領国支配を強めようとしていました。大名同士の婚姻制限は江戸時代の武家諸法度の内容です。
問13	答え 4 分国法	戦国大名が自らの領国を統治し、家臣の行動を取りしめるために定めた独自の法律を「分国法」といいます。江戸幕府が大名を統制するために定めた「武家諸法度」と混同しないように注意が必要です。